

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十九年三月三十日

福岡県条例第八号

(目的)

第一条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の責務並びに市町村、県民、事業者（県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体（以下「交通安全団体」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が協働して自転車の安全で適正な利用の促進を図り、もって歩行者、自転車及び自動車等（法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、国、市町村、県民、事業者及び交通安全団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第三条 自転車利用者は、自転車が車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 夜間においては、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として法その他の自転車に係する法令（公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。）に定める反射器材を備え付けること。
- 二 前車輪及び後車輪を制動するブレーキを備えていない自転車を運転しないこと。
- 三 酒気を帯びて自転車を運転しないこと。
- 四 道路、交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転すること。

- 五 傘を差し、携帯電話用装置等の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聴きながら運転しないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか自転車関係法令を遵守すること。
- 2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。
 - 二 自転車の側面に反射器材を備え付けること。
 - 三 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。
 - 四 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

- 第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第八条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第十条 児童等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

第十一条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）又は自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(自転車の点検整備)

第十二条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十三条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第十四条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民、自転車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(道路環境の整備)

第十六条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を目途として、自転車を取り巻く状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。